

春日部市立地適正化計画

～都市再生特別措置法に基づく届出の手引き～

I 届出制度の概要	1
1. 届出制度の目的	1
2. 届出の流れ	1
3. 注意事項	1
II 都市機能誘導区域外における事前届出	2
1. 届出の対象となる行為	2
2. 届出の対象施設（誘導施設）	2
3. 届出の期日	3
4. 届出書類の作成	3
5. 届出に対する市の対応	3
6. 届出を要しない行為	3
III 誘導施設の休止又は廃止における届出	4
1. 届出の期日	4
2. 届出書類の作成	4
3. 届出に対する市の対応	4
IV 居住誘導区域外における事前届出	5
1. 届出の対象となる行為	5
2. 届出の期日	5
3. 届出書類の作成	6
4. 届出に対する市の対応	6
5. 届出を要しない行為	6
参考資料 1 都市機能誘導区域図	7
参考資料 2 居住誘導区域図	14
参考資料 3 届出様式	16

《問い合わせ先》

春日部市役所 都市整備部 都市計画課

電 話：048-736-1111（代表）

E-mail：toshikei@city.kasukabe.lg.jp

I 届出制度の概要

1. 届出制度の目的

立地適正化計画制度は、居住や都市機能の誘導を図る区域を設定するとともに、その実現を図るための施策等を定めることにより、人口減少・少子高齢化に対応した持続可能な都市構造へと緩やかに誘導していく制度です。

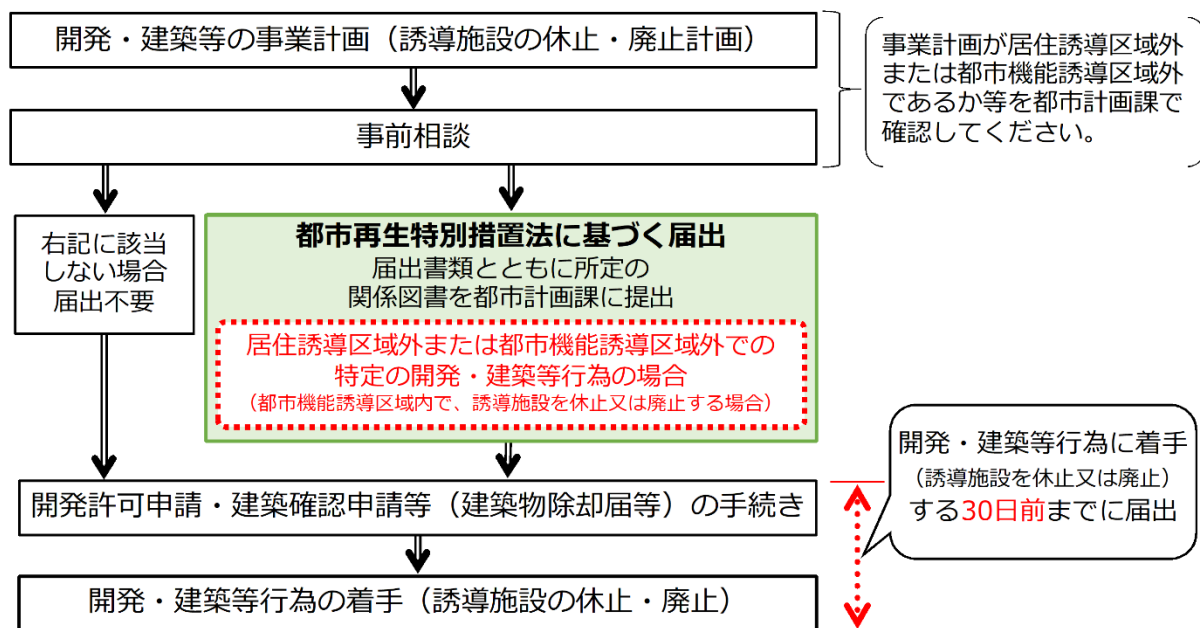
居住や都市機能の立地を制限するものではありませんが、立地適正化計画に定める居住誘導区域または都市機能誘導区域の外で特定の開発・建築等行為を行う場合は事前の届出が必要（都市再生特別措置法 第 88 条第 1 項、第 108 条第 1 項）となります。また、都市機能誘導区域における誘導施設を休止又は廃止する場合も必要となります。（都市再生特別措置法 第 108 条の 2 第 1 項）

居住誘導区域外における住宅開発等の動きや、都市機能誘導区域外における誘導施設整備の動きを把握するとともに、各種支援措置等の情報提供等を通じて誘導区域内への立地促進を図ることを目的に届出制度を運用します。

2. 届出の流れ

開発・建築等の事業計画の協議等の際に、あわせて立地適正化計画に基づく区域確認を行い、都市再生特別措置法の規定に基づく届出の必要性和必要書類の確認を行います。

届出が必要となる場合は、以下の流れにしたがい、都市計画課へ届出書類とともに所定の関係図書を提出してください。



3. 注意事項

- 届出を行わずに開発行為等を行った場合や、虚無の報告を行った場合等には、都市再生特別措置法（第 130 条）の規定に基づき、30 万円以下の罰金に処されることがあります。
- 届出義務に関する規定は、宅地建物取引業法第 35 条「重要事項の説明等」の対象となります。
- 届出を受理した後、届出者に対して誘導施設の立地を適正なものとするため、都市再生特別措置法（第 108 条第 3 項）の規定に基づき、必要な勧告をする場合があります。

Ⅱ 都市機能誘導区域外における事前届出

都市再生特別措置法（第 108 条第 1 項）の規定に基づき、都市機能誘導区域外の区域では、以下に該当する特定の開発・建築等行為を行おうとする場合には、別途市長への届出が必要となります。

1. 届出の対象となる行為

届出の対象となる開発行為又は建築等行為は、次のとおりです。

開発行為	○誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行なおうとする場合
建築等行為	○誘導施設を有する建築物を新築する場合 ○建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ○建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

2. 届出の対象施設（誘導施設）

都市機能誘導区域は、春日部駅周辺、南桜井駅周辺、武里駅周辺、一ノ割駅周辺、豊春駅周辺の 5 区域を設定しています。届出の対象とする誘導施設は、次のとおりです。

誘導施設一覧	次の都市機能誘導区域等に該当する場合は届出対象となる						備 考
	春日部駅 周辺	南桜井駅 周辺	武里駅 周辺	一ノ割駅 周辺	豊春駅 周辺	その他の 区域※	
病院（二次医療） （病床数 200 以上）		○	○	○	○	○	医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院のうち、 200 床以上の病床数を有する施設
病院（一次医療） （病床数 200 未満）						○	医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院のうち、 20 床以上 200 床未満の病床数を有する施設
総合福祉センター、児童発 達支援センター、市役所、 市民文化会館		○	○	○	○	○	市等が整備する公共公益施設(春日部市条例等に 規定する施設)
地域包括支援センター				○	○	○	介護保険法第 115 条の 46 条 1 項に規定する施設
大規模商業施設 （店舗面積 1 万㎡以上）		○	○	○	○	○	大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項に規定する 店舗で、その用途に供する面積 10,000 ㎡以上の 商業施設（共同施設・複合店舗等含む）で、食料 品（生鮮三品）及び日用品を取扱う施設
スーパーマーケット						○	店舗面積が 500 ㎡以上の商業施設で、食料品（生 鮮三品）及び日用品を取扱う施設（共同店舗・複 合店舗等含む）
銀行・信金等						○	銀行法第 2 条の 1 に規定する銀行 信用金庫法第 4 条、労働金庫法第 6 条に規定する 信用金庫等
児童発達支援センター		○	○	○	○	○	児童福祉法第 43 条に規定する児童発達支援センター
子育て支援センター、子ど も送迎センター、保育所						○	市等が整備する公共公益施設(春日部市条例等に 規定する施設) 児童福祉法第 39 条に規定する保育所
行政窓口（支所等）、図書館		○		○	○	○	市等が整備する公共公益施設(春日部市条例等に 規定する施設)
専修学校		○		○	○	○	学校教育法第 124 条に規定する専修学校
中学校		○	○	○	○	○	学校教育法第 1 条に規定する中学校
小学校		○		○	○	○	学校教育法第 1 条に規定する小学校
市民センター	○	○		○	○	○	市等が整備する公共公益施設(春日部市条例等に 規定する施設)

○：届出が必要となる誘導施設

※5 つの都市機能誘導区域を除く春日部市内全域

3. 届出の期日

届出の対象となる開発行為及び建築等行為に着手する日の 30 日前までに、都市計画課へ届出を行ってください。

4. 届出書類の作成

届出は、届出書（様式）に添付図書を添えて行ってください。届出書の様式及び添付図書は、都市再生特別措置法施行規則により、以下のとおり定められています。

開発行為 の場合 (法施行規則第52条)	届出書 （必要部数：1 部） ⇒ 様式第18（第52条第1項第1号関係） 添付図書 （必要部数：各 1 部） ①現況図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の 公共施設を表示する図面：縮尺1,000分の1以上） ②設計図（土地利用計画図：縮尺100分の1以上） ③その他参考となる事項を記載した図書（案内図、公図の写し、委任状など）
建築等行為 の場合 (法施行規則第52条)	届出書 （必要部数：1 部） ⇒ 様式第19（第52条第1項第2号関係） 添付図書 （必要部数：各 1 部） ①配置図（敷地内における住宅等の位置を表示する図面：縮尺100分の1以上） ②立面図（2面以上）及び各階平面図（縮尺50分の1以上） ③その他参考となる事項を記載した図書（案内図、公図の写し、委任状など）
届出内容を 変更する場合 (法施行規則第55条)	届出書 （必要部数：1 部） ⇒ 様式第20（第55条第1項関係） 添付図書 （必要部数：各 1 部） 上記のそれぞれの場合と同様

5. 届出に対する市の対応

市では、届出を受けて、都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動向を把握するとともに、届出者に対し、都市機能誘導区域内における誘導施設の立地誘導のための施策や、財政上、金融上、税制上の支援措置等に関する情報提供等を行います。

6. 届出を要しない行為

都市再生特別措置法の規定により、以下の行為については、届出の必要はありません。

- ①誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ②誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築
- ③建築物を改築し、又はその用途を変更して誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為
- ④非常災害のため応急措置として行う行為
- ⑤都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

Ⅲ 誘導施設の休止又は廃止における届出

都市再生特別措置法（第 108 条の 2 第 1 項）の規定に基づき、春日部駅周辺、南桜井駅周辺、武里駅周辺、一ノ割駅周辺、豊春駅周辺の都市機能誘導区域にある誘導施設を休止又は廃止をしようとする場合には、別途市長への届出が必要となります。（対象の誘導施設は、Ⅱ 都市機能誘導区域外における事前届出にある誘導施設一覧をご覧ください。）

1. 届出の期日

届出の対象となる誘導施設を休止又は廃止しようとする 30 日前までに、都市計画課へ届出を行ってください。

2. 届出書類の作成

届出は、届出書（様式）の作成により行ってください。届出書の様式は、都市再生特別措置法施行規則により、以下のとおり定められています。

休止又は廃止 の場合 (法施行規則第55条の2)	届出書 （必要部数：1 部） ⇒ 様式第21（第55条の2関係）
--------------------------------	---

3. 届出に対する市の対応

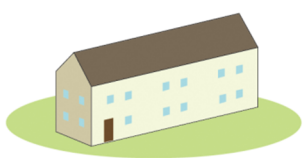
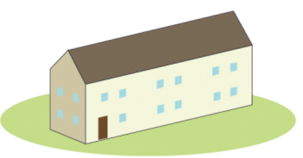
市では、届出を受けて、休止又は廃止しようとする誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると認める場合、届出をした者に対して、建築物の存置等を助言・勧告を行うことがあります。

IV 居住誘導区域外における事前届出

都市再生特別措置法（第 88 条第 1 項）の規定に基づき、居住誘導区域外の区域では、以下に該当する特定の開発・建築等行為を行おうとする場合には、市長への届出が必要となります。

1. 届出の対象となる行為

届出の対象となる開発行為又は建築等行為は、次のとおりです。

開発行為	①3 戸以上の住宅^{※1}の建築目的の開発行為 ②1 戸又は 2 戸の住宅^{※1}の建築目的の開発行為で 1,000 ㎡以上の規模のもの ③住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例^{※2}で定めたものの建築目的で行う開発行為 (①の例示)  ⇒届出が必要 (②の例示) 1,000 ㎡ 1 戸の開発行為  ⇒届出が必要 800 ㎡ 2 戸の開発行為  ⇒届出は不要
建築等行為	①3 戸以上の住宅^{※1}を新築しようとする場合 ②人の居住の用に供する建築物として条例^{※2}で定めたものを新築する場合 ③建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して 3 戸以上の住宅^{※1}とする場合 (①の例示)  ⇒届出が必要 1 戸の建築行為  ⇒届出は不要

※1 住宅とは、戸建住宅、共同住宅及び長屋等の用に供する建築物（寄宿舎や老人ホームは含まない）

※2 立地適正化計画の公表日現在、条例は定めていません。

2. 届出の期日

届出の対象となる開発行為及び建築等行為に着手する日の 30 日前までに、都市計画課へ届出を行ってください。

3. 届出書類の作成

届出は、届出書（様式）に添付図書を添えて行ってください。届出書の様式及び添付図書は、都市再生特別措置法施行規則により、以下のとおり定められています。

開発行為 の場合 (法施行規則第35条)	届出書 （必要部数：1部） ⇒ 様式第10（第35条第1項第1号関係） 添付図書 （必要部数：各1部） ①現況図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の 公共施設を表示する図面：縮尺1,000分の1以上） ②設計図（土地利用計画図：縮尺100分の1以上） ③その他参考となる事項を記載した図書（案内図、公図の写し、委任状など）
建築等行為 の場合 (法施行規則第35条)	届出書 （必要部数：1部） ⇒ 様式第11（第35条第1項第2号関係） 添付図書 （必要部数：各1部） ①配置図（敷地内における住宅等の位置を表示する図面：縮尺100分の1以上） ②立面図（2面以上）及び各階平面図（縮尺50分の1以上） ③その他参考となる事項を記載した図書（案内図、公図の写し、委任状など）
届出内容を 変更する場合 (法施行規則第38条)	届出書 （必要部数：1部） ⇒ 様式第12（第38条第1項関係） 添付図書 （必要部数：各1部） 上記のそれぞれの場合と同様

4. 届出に対する市の対応

市では、届出を受けて、居住誘導区域外における住宅等の開発・建築等行為の動向を把握するとともに、届出者に対し、居住誘導区域内における居住の誘導のための施策に関する情報提供等を行うことがあります。

5. 届出を要しない行為

都市再生特別措置法の規定により、以下の行為については、届出の必要はありません。

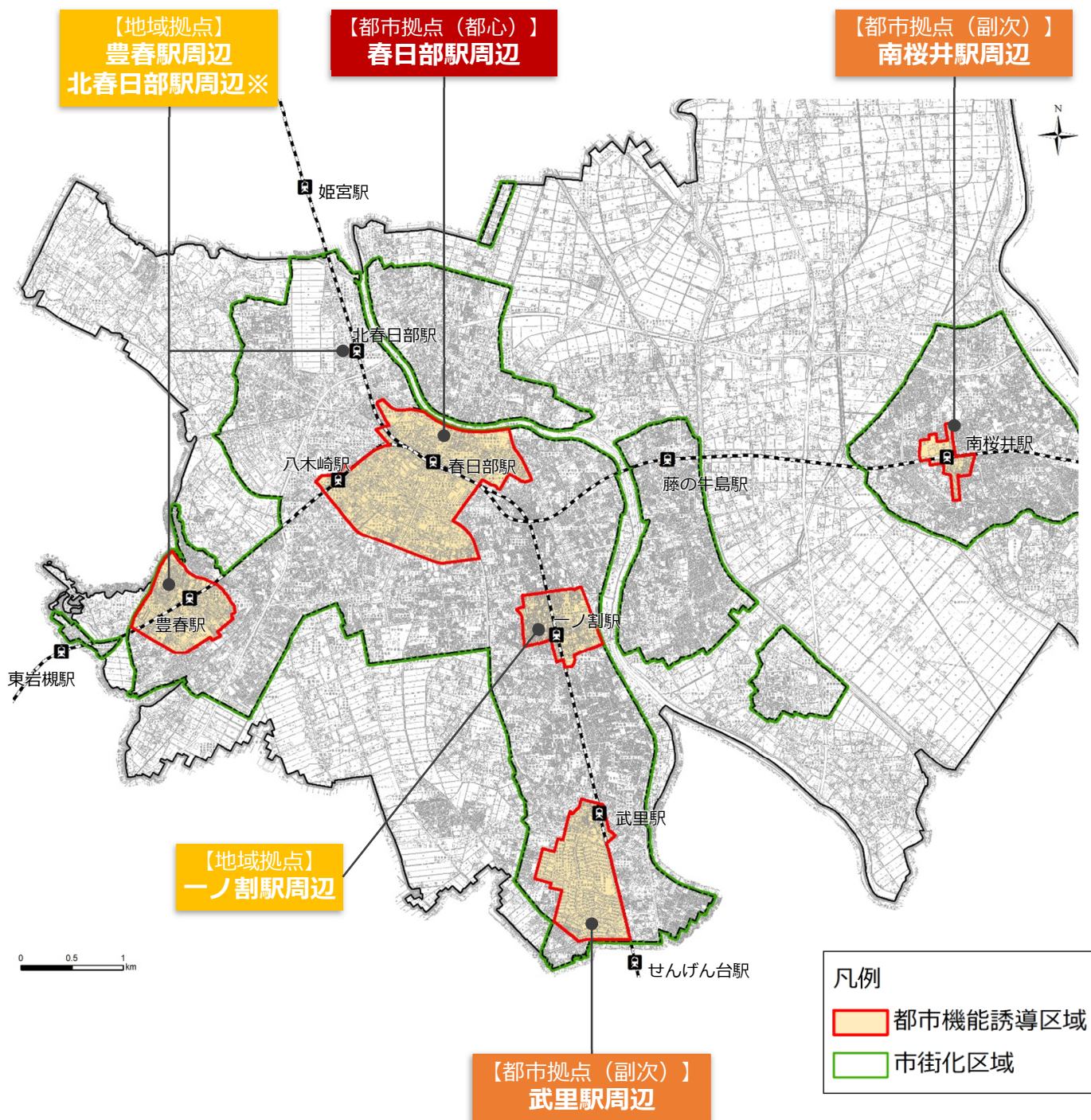
- ①住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築目的で行う開発行為
- ②「①」の住宅等の建築
- ③建築物を改築し、又はその用途を変更して「①」の住宅等とする行為
- ④非常災害のため応急措置として行う行為
- ⑤都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準じる行為として政令で定める行為

参考資料 1
都市機能誘導区域図

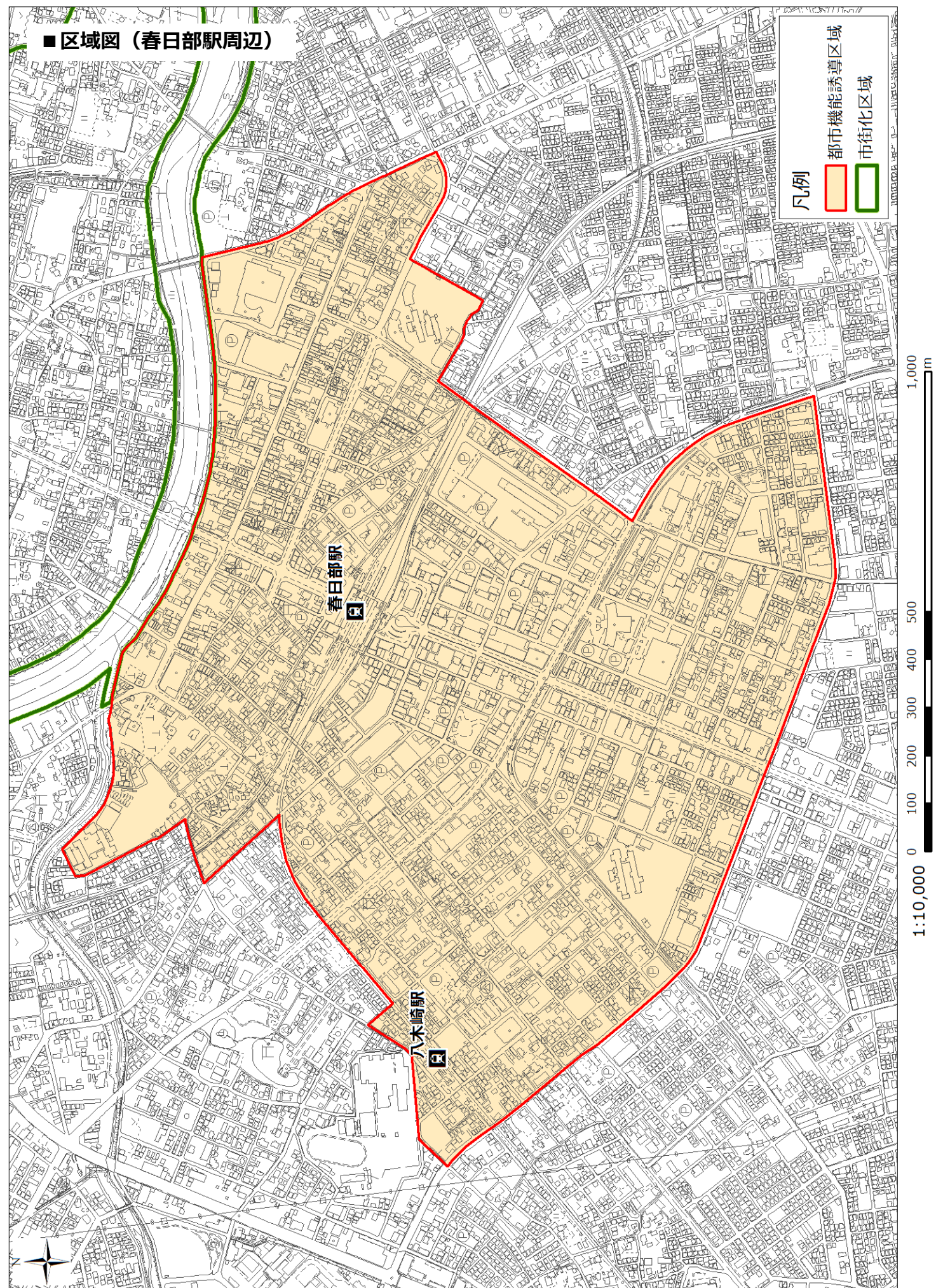
参考資料 1：都市機能誘導区域 区域図

都市機能誘導区域の区域図は、下記のとおりです。窓口においては、縮尺2,500分の1の区域図を備えております。区域の詳細については、都市計画課までお問い合わせください。

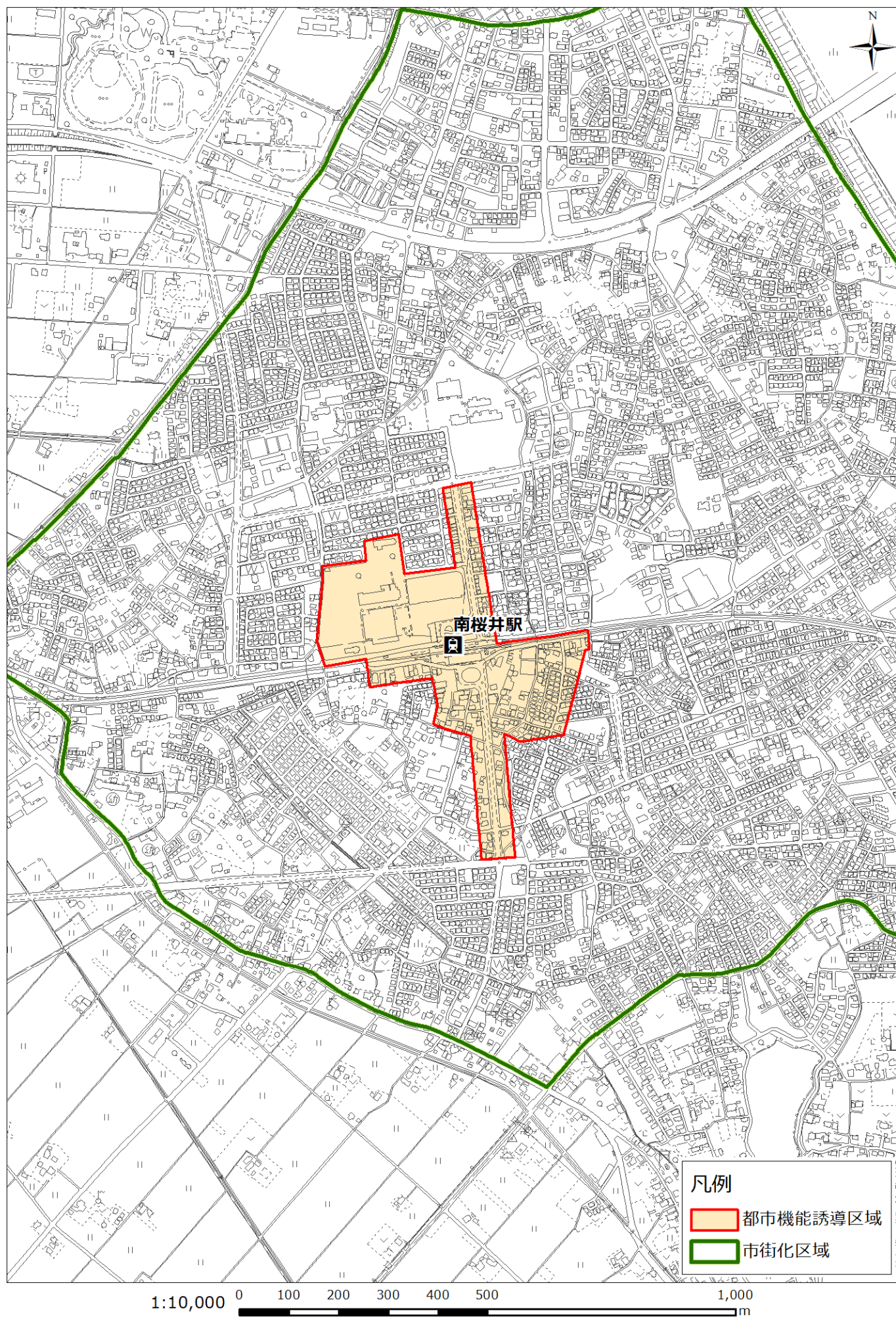
■ 区域図（全5区域）



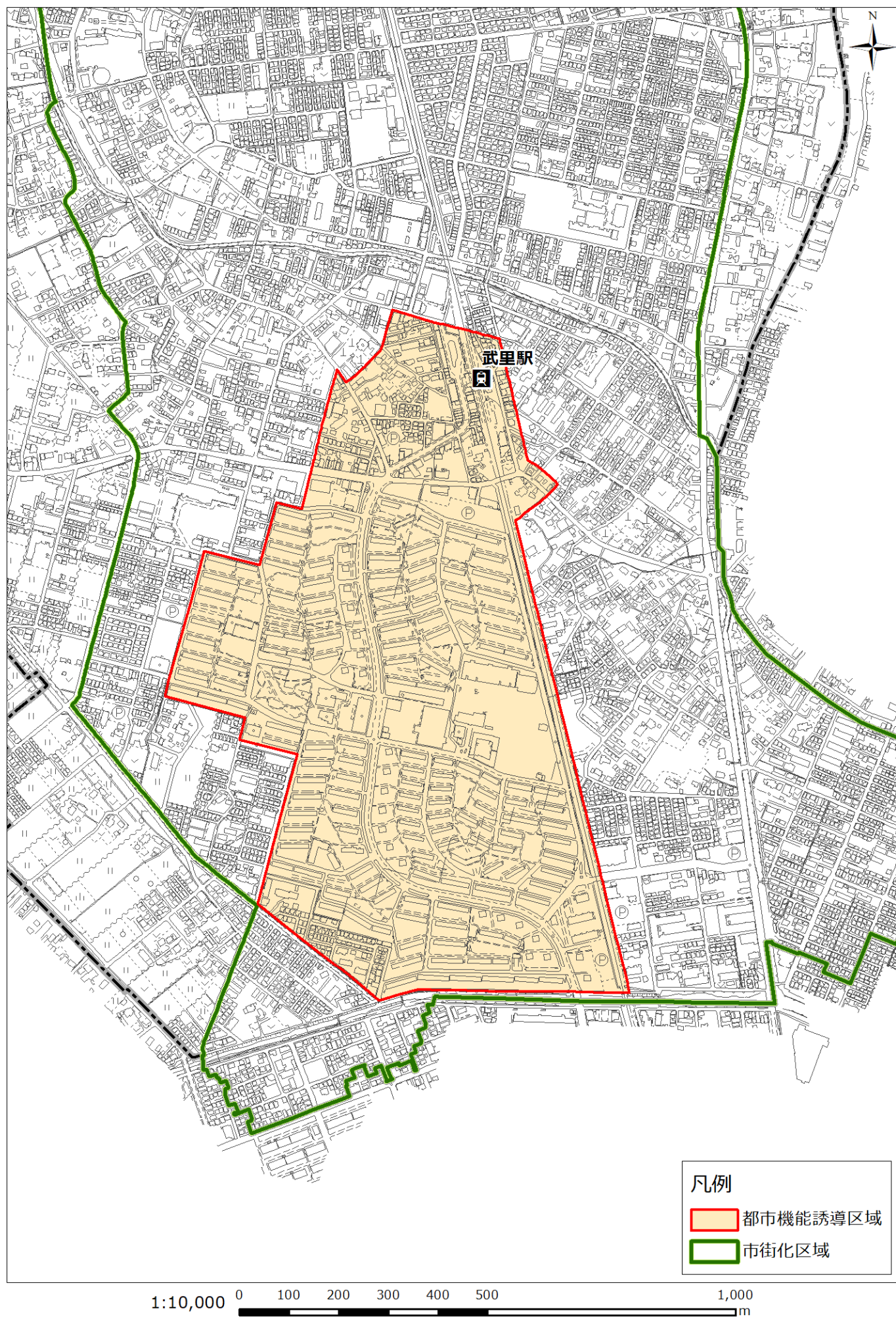
※北春日部駅周辺の都市機能誘導区域については、土地区画整理事業の進捗に併せて設定します。



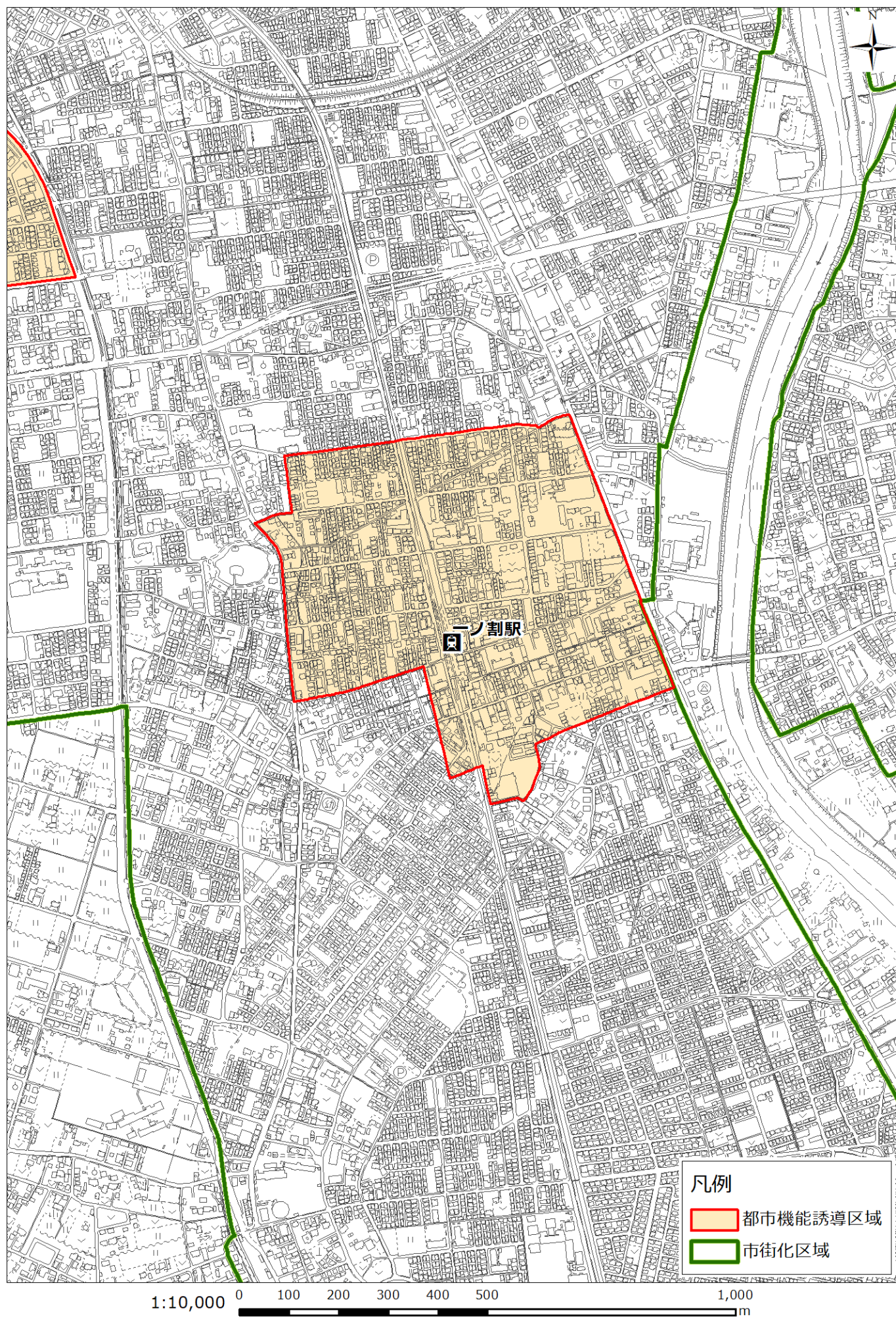
■ 区域図（南桜井駅周辺）



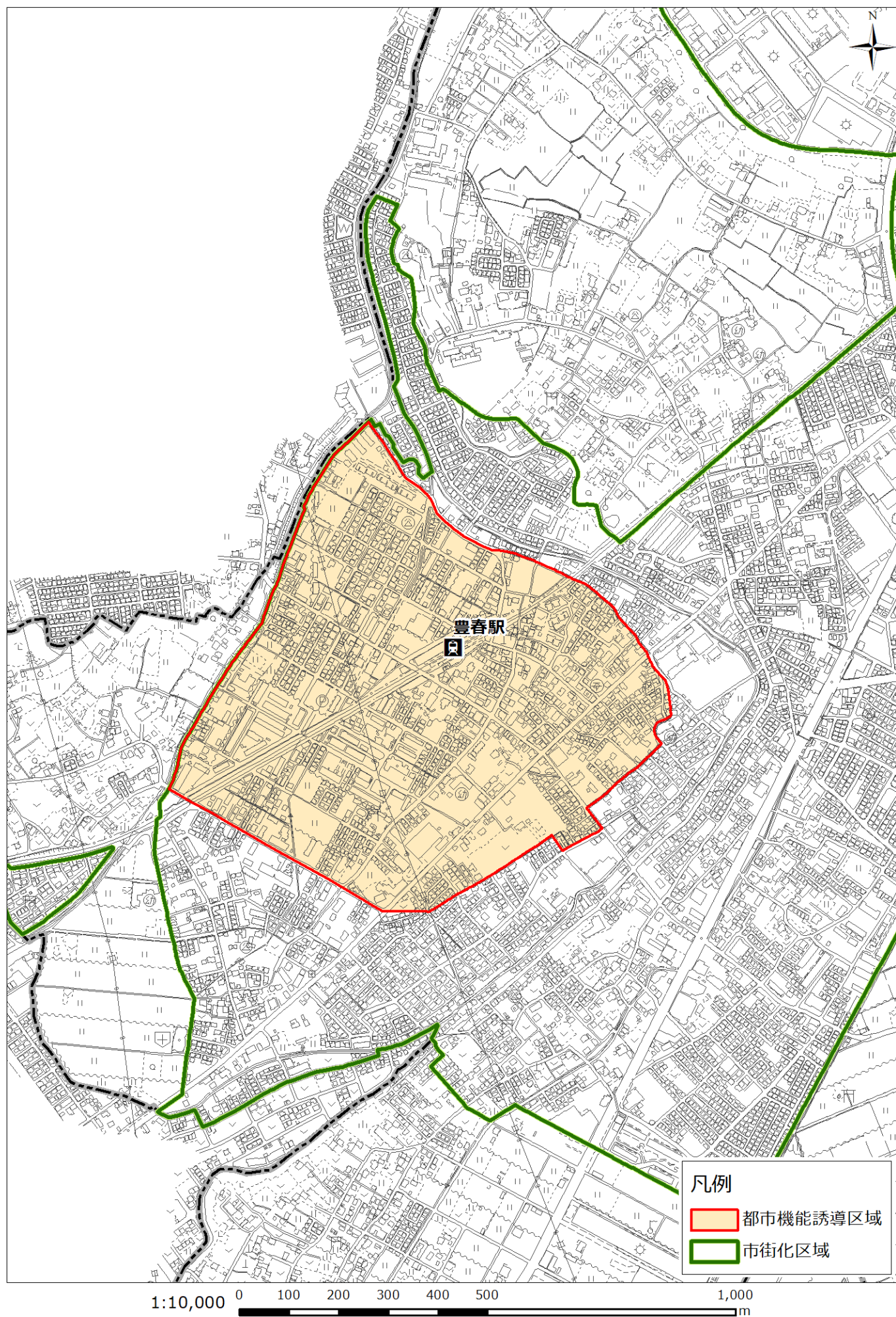
■ 区域図（武里駅周辺）



■区域図（一ノ割駅周辺）



■ 区域図（豊春駅周辺）

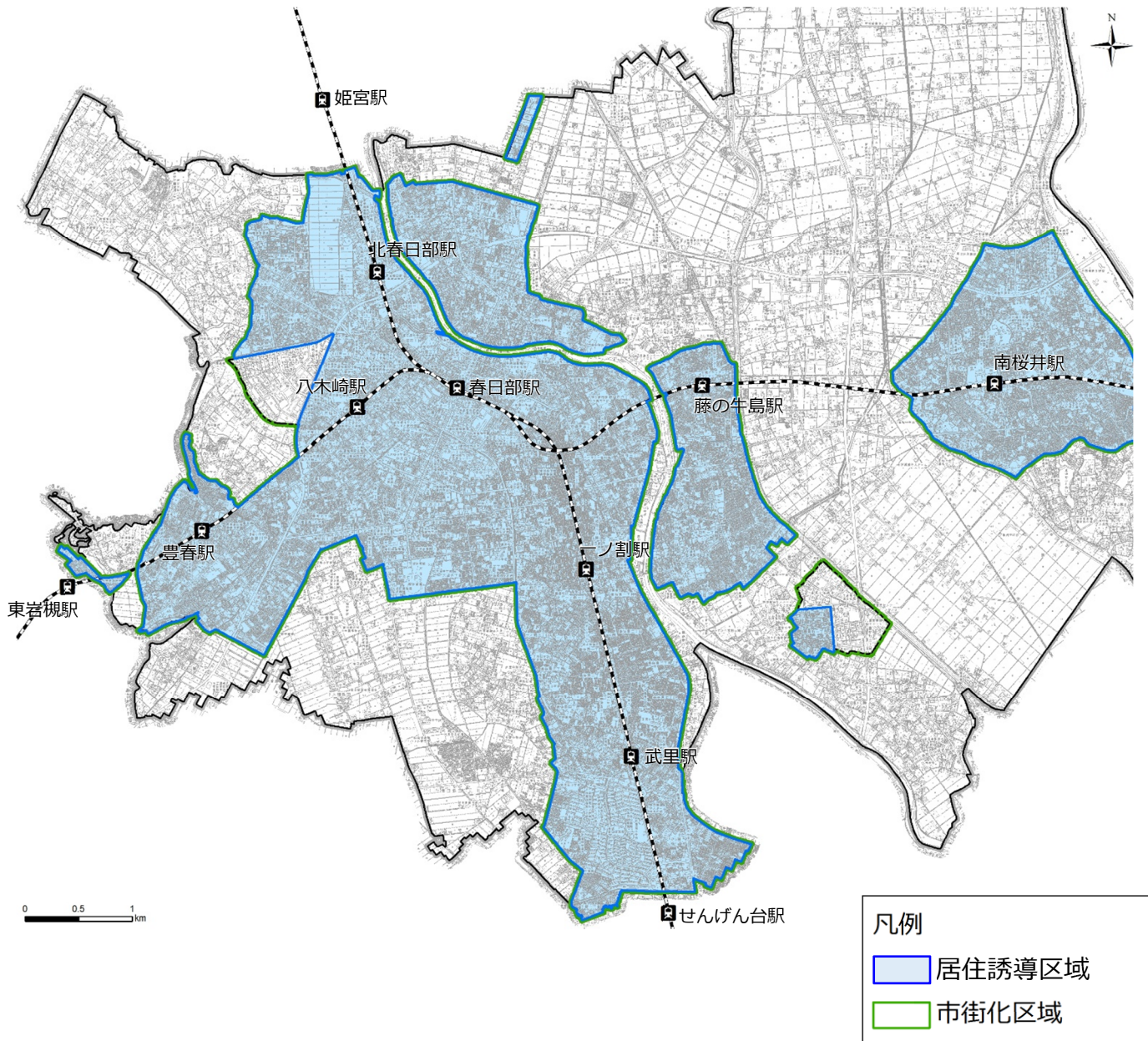


参考資料 2
居住誘導区域図

参考資料 2 : 居住誘導区域 区域図

居住誘導区域の区域図は、下記のとおりです。窓口においては、縮尺2,500分の1の区域図を備えております。区域の詳細については、都市計画課までお問い合わせください。

■ 区域図



参考資料 3

届出様式

参考資料 3 : 届出様式

都市機能誘導区域外における事前届出		
様式	届出書の内容	該当頁
様式第 18 (第 52 条第 1 項第 1 号関係)	開発行為届出書	18
様式第 19 (第 52 条第 1 項第 2 号関係)	誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書	20
様式第 20 (第 55 条第 1 項関係)	行為の変更届出書	22

都市機能誘導施設の休止又は廃止における届出		
様式	届出書の内容	該当頁
様式第 21 (第 55 条の 2 関係)	誘導施設の休廃止届出書	24

居住誘導区域外における事前届出		
様式	届出書の内容	該当頁
様式第 10 (第 35 条第 1 項第 1 号関係)	開発行為届出書	27
様式第 11 (第 35 条第 1 項第 2 号関係)	住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書	29
様式第 12 (第 38 条第 1 項関係)	行為の変更届出書	31

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、 下記により届け出ます。 年 月 日 （宛先）春日部市長 届出者 住 所 氏 名		
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 建築物の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

（添付書類）

- ①現況図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面：縮尺 1,000 分の 1 以上）
- ②設計図（土地利用計画図：縮尺 100 分の 1 以上）
- ③その他参考となる事項を記載した図書
（案内図、公図の写し（区域を赤線で明示）、委任状（代理人による届出の場合））

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和5年 4月 1日

届出は工事着手の
30 日前まで

（宛先）春日部市長

届出者 住所 春日部市 ○○町 △丁目 ×××
氏 名 ○○株式会社
代表取締役△△ △△

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	春日部市 ○○町 △丁目 ×××
	2 開発区域の面積	7,000 平方メートル
	3 建築物の用途	商業施設（スーパーマーケット）
	4 工事の着手予定年月日	令和 5 年 5 月 1 日
	5 工事の完了予定年月日	令和 6 年 3 月 1 日
	6 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

（添付書類）

- ①現況図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面：縮尺 1,000 分の 1 以上）
- ②設計図（土地利用計画図：縮尺 100 分の 1 以上）
- ③その他参考となる事項を記載した図書
（案内図、公図の写し（区域を赤線で明示）、委任状（代理人による届出の場合））

様式第 19（第 52 条第 1 項第 2 号関係）

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、 { 誘導施設を有する建築物の新築 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 } について、下記により届け出ます。 年 月 日 （宛先）春日部市長 届出者 住 所 氏 名		
1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在・地番	
	地 目	
	面 積	平方メートル
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途		
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項		

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

（添付書類）

- ①配置図（敷地内における住宅等の位置を表示する図面：縮尺 100 分の 1 以上）
 - ②立面図（2 面以上）及び各階平面図（縮尺 50 分の 1 以上）
 - ③その他参考となる事項を記載した図書
- （案内図、公図の写し（建築敷地を赤線で明示）、委任状（代理人による届出の場合））

様式第 19 (第 52 条第 1 項第 2 号関係)

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築
 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

について、下記により届け出ます。

令和5年 4 月 1 日 届出は工事着手の 30 日前まで

(宛先) 春日部市長

届出者 住所 春日部市 ○○町 △丁目 ×××

氏 名 ○○株式会社

代表取締役△△ △△

1 建築物を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積	所在・地番	春日部市 ○○町 △丁目 ×××
	地 目	宅地
	面 積	3,000 平方メートル
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	商業施設 (スーパーマーケット)	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項		

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- ①配置図 (敷地内における住宅等の位置を表示する図面：縮尺 100 分の 1 以上)
 - ②立面図 (2 面以上) 及び各階平面図 (縮尺 50 分の 1 以上)
 - ③その他参考となる事項を記載した図書
- (案内図、公図の写し (建築敷地を赤線で明示)、委任状 (代理人による届出の場合))

行為の変更届出書

年 月 日

（宛先）春日部市長

届出者 住 所
氏 名

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、
下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の
氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

（添付書類）

《開発行為の場合》

①現況図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を
表示する図面：縮尺 1,000 分の 1 以上）

②設計図（土地利用計画図：縮尺 100 分の 1 以上）

③その他参考となる事項を記載した図書

（案内図、公図の写し（区域を赤線で明示）、委任状（代理人による届出の場合））

《建築等行為の場合》

①配置図（敷地内における住宅等の位置を表示する図面：縮尺 100 分の 1 以上）

②立面図（2 面以上）及び各階平面図（縮尺 50 分の 1 以上）

③その他参考となる事項を記載した図書

（案内図、公図の写し（建築敷地を赤線で明示）、委任状（代理人による届出の場合））

行為の変更届出書

届出は工事着手の
30 日前まで

令和 5 年 4 月 1 日

(宛先) 春日部市長

届出者 住 所 春日部市 ○○町 △丁目 ×××

氏 名 ○○株式会社
代表取締役△△ △△

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、
下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 令和 5 年 4 月 1 日

2 変更の内容

- ・ 開発区域の面積の変更 (7,000㎡→6,800㎡)
- ・ 着手予定年月日の変更 (令和5年5月1日→同年5月10日)

3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和 5 年 5 月 10 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和 6 年 3 月 10 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の
氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(添付書類)

《開発行為の場合》

①現況図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を
表示する図面：縮尺 1,000 分の 1 以上）

②設計図（土地利用計画図：縮尺 100 分の 1 以上）

③その他参考となる事項を記載した図書

（案内図、公図の写し（区域を赤線で明示）、委任状（代理人による届出の場合））

《建築等行為の場合》

①配置図（敷地内における住宅等の位置を表示する図面：縮尺 100 分の 1 以上）

②立面図（2 面以上）及び各階平面図（縮尺 50 分の 1 以上）

③その他参考となる事項を記載した図書

（案内図、公図の写し（建築敷地を赤線で明示）、委任状（代理人による届出の場合））

誘導施設の休廃止届出書

年 月 日

（宛先）春日部市長

届出者 住 所
氏 名

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の
（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

- 1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

名 称：

用 途：

所在地：

- 2 休止（廃止）しようとする年月日

年 月 日

- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間

- 4 休止（廃止）に伴う措置

（1）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

（2）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

- 2 4（2）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

誘導施設の休廃止届出書

記入例

届出は行為着手の
30 日前まで

令和 5 年 4 月 1 日

(宛先) 春日部市長

届出者 住 所 春日部市 ○○町 △丁目 ××

氏 名 ○○株式会社

代表取締役△△ △△

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の
(休止・廃止) について、下記により届け出ます。

記

- 1 (休止・廃止) しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
 名 称: ○○○○
 用 途: 商業施設 (スーパーマーケット)
 所 在 地: 春日部市 ●●町 ●丁目 ●番 ●号
- 2 休止 (廃止) しようとする年月日
 令和 5 年 10 月 1 日
- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
 令和 5 年 10 月 1 日～令和 6 年 10 月 1 日
- 4 (休止・廃止) に伴う措置
 - (1) (休止・廃止) 後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
 休止中は倉庫として使用
 - (2) 休止 (廃止) 後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 4 (2) 欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

誘導施設の休廃止届出書

記入例

届出は行為着手の
30 日前まで

令和 5 年 4 月 1 日

(宛先) 春日部市長

届出者 住 所 春日部市 ○○町 △丁目 ××

氏 名 ○○株式会社

代表取締役△△ △△

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の
(休止・廃止)について、下記により届け出ます。

記

- 1 休止(廃止)しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
 名 称: ○○○○
 用 途: 商業施設 (スーパーマーケット)
 所 在 地: 春日部市 ●●町 ●丁目 ●番 ●号
 - 2 休止(廃止)しようとする年月日
 令和 5 年 10 月 1 日
 - 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
 年 月 日～ 年 月 日
 - 4 休止(廃止)に伴う措置
 - (1) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
 - (2) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項
 建築物は取り壊し、住宅を建築予定
 除却予定時期: ●●年●●月●●日
- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 4 (2) 欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、
下記により届け出ます。

年 月 日

（宛先）春日部市長

届出者 住 所
氏 名

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 住宅等の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

（添付書類）

- ①現況図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面：縮尺 1,000 分の 1 以上）
- ②設計図（土地利用計画図：縮尺 100 分の 1 以上）
- ③その他参考となる事項を記載した図書
（案内図、公図の写し（区域を赤線で明示）、委任状（代理人による届出の場合））

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、
下記により届け出ます。

令和 5 年 4 月 1 日

届出は工事着手の
30 日前まで

（宛先）春日部市長

届出者 住所 春日部市 ○○町 △丁目 ×××
氏 名 ○○株式会社
代表取締役△△ △△

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	春日部市 ○○町 △丁目 ×××
	2 開発区域の面積	2,000 平方メートル
	3 住宅等の用途	共同住宅
	4 工事の着手予定年月日	令和 5 年 5 月 1 日
	5 工事の完了予定年月日	令和 6 年 3 月 1 日
	6 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

（添付書類）

- ①現況図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面：縮尺 1,000 分の 1 以上）
- ②設計図（土地利用計画図：縮尺 100 分の 1 以上）
- ③その他参考となる事項を記載した図書
（案内図、公図の写し（区域を赤線で明示）、委任状（代理人による届出の場合））

様式第 11（第 35 条第 1 項第 2 号関係）

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、 { 住宅等の新築 建築物を改築して住宅等とする行為 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 } について、下記により届け出します。 年 月 日 (宛先) 春日部市長 届出者 住 所 氏 名		
1 住宅等を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更をし ようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積	所在・地番	
	地 目	
	面 積	平方メートル
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途		
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項		

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- ①配置図（敷地内における住宅等の位置を表示する図面：縮尺 100 分の 1 以上）
 - ②立面図（2 面以上）及び各階平面図（縮尺 50 分の 1 以上）
 - ③その他参考となる事項を記載した図書
- （案内図、公図の写し（建築敷地を赤線で明示）、委任状（代理人による届出の場合））

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、

住宅等の新築
 { 建築物を改築して住宅等とする行為
 { 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 } について、下記により届け出します。

令和 5 年 4 月 1 日

届出は工事着手の
30 日前まで

(宛先) 春日部市長

届出者 住所 春日部市 ○○町 △丁目 ×××
氏名 春日部 太郎

1 住宅等を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積	所在・地番	春日部市 ○○町 △丁目 ×××
	地 目	宅地
	面 積	1,000 平方メートル
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	共同住宅	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項		

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- ①配置図 (敷地内における住宅等の位置を表示する図面：縮尺 100 分の 1 以上)
 - ②立面図 (2 面以上) 及び各階平面図 (縮尺 50 分の 1 以上)
 - ③その他参考となる事項を記載した図書
- (案内図、公図の写し (建築敷地を赤線で明示)、委任状 (代理人による届出の場合))

様式第 12（第 38 条第 1 項関係）

行為の変更届出書

年 月 日

（宛先）春日部市長

届出者 住 所

氏 名

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

（添付書類）

《開発行為の場合》

①現況図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面：縮尺 1,000 分の 1 以上）

②設計図（土地利用計画図：縮尺 100 分の 1 以上）

③その他参考となる事項を記載した図書

（案内図、公図の写し（区域を赤線で明示）、委任状（代理人による届出の場合））

《建築等行為の場合》

①配置図（敷地内における住宅等の位置を表示する図面：縮尺 100 分の 1 以上）

②立面図（2 面以上）及び各階平面図（縮尺 50 分の 1 以上）

③その他参考となる事項を記載した図書

（案内図、公図の写し（建築敷地を赤線で明示）、委任状（代理人による届出の場合））

行為の変更届出書

届出は工事着手の
30日前まで

令和 5年 4月 1日

(宛先) 春日部市長

届出者 住所 春日部市 ○○町 △丁目 ×××

氏名 ○○株式会社
代表取締役△△ △△

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 令和 5年 4月 1日
- 2 変更の内容
 - ・住宅用区画数の変更（25区画→30区画）
 - ・着手予定年月日の変更（令和5年5月1日→同年5月10日）
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和 5年 5月 10日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和 6年 3月 10日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

（添付書類）

《開発行為の場合》

- ①現況図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面：縮尺1,000分の1以上）
- ②設計図（土地利用計画図：縮尺100分の1以上）
- ③その他参考となる事項を記載した図書
（案内図、公図の写し（区域を赤線で明示）、委任状（代理人による届出の場合））

《建築等行為の場合》

- ①配置図（敷地内における住宅等の位置を表示する図面：縮尺100分の1以上）
- ②立面図（2面以上）及び各階平面図（縮尺50分の1以上）
- ③その他参考となる事項を記載した図書
（案内図、公図の写し（建築敷地を赤線で明示）、委任状（代理人による届出の場合））